

第 48 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2011 年 7 月 13 日 15：00-18：00

◆会場：財務省

◆議題

自己紹介

財務省挨拶

NGO 側議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の環境・社会影響配慮策について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

NGO 側議題 2：アジア開発銀行（ADB）のアカウンタビリティ制度改訂について

NGO 側議題 3：GMS カンボジア鉄道復興事業（ADB 融資案件）にかかわる非自発的住民移転問題について

NGO 側議題 4：OECD・輸出信用部会の原子力に関するセクター合意と JBIC の原発輸出政策について

NGO 側議題 5：国際協力機構（JICA）の海外投融資の再開について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

開発政策課 河西補佐、金山補佐

開発機関課 清水課長、金補佐、上村補佐

参事官室 真鍋補佐

地域協力課 藤井補佐

【NGO】

渡辺瑛莉（FoE Japan）、満田夏花（メコン・ウォッチ）、福田健治（メコン・ウォッチ）、松波克次（アジア開発銀行駐日代表事務所）、日向俊一（アジア開発銀行駐日代表事務所）、望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）、松本悟（個人）、古沢広祐（JACSES）、田辺有輝（JACSES）、白石いずみ（JACSES）、上野渉（JACSES）、沢山愛（JACSES）

財務省挨拶

MOF 清水：

IMF・世銀総会は、毎年秋に開催されているもので、全加盟国 187 か国の財務大臣とか中央銀行総裁が集まる最高意思決定機関になっている。毎年開催されるが、3 年に 1 度、IMF・世銀の本部があるワシントン以外で開催されることになっており、直近では 2009 年にトルコのイスタンブールで開催された。それ以外はワシントンで開催される事になっており、今年はワシントンで開催される。

来年はワシントン以外の場所で開催されることになっており、今年の 6 月、来年に東京で開催されることが正式に決定された。ちなみに日本では、だいぶ昔に開催されており、ここにおられる方で、まだ生まれていない人も沢山いると思うが、1964 年、私が生まれた 1 年後に開かれたということである。

総会は今申し上げたように、世銀の最高意思決定機関になるが、そういう総会のほかに関連の会に世銀・IMF 合同開発委員会、それから各国から財務大臣、中央銀行総裁等が集まるので G20 など非常に多くの会議が開かれる。それに合わせて、政府当局者に加え金融関係の民間の方も含めて多くの方が集まる。全体として 1 万人から 2 万人ぐらい集まる非常に大きな会議である。

急遽決まったということがあり、これから色々煮詰めることが多いが、成功に終わるよう、一生懸命、頑張っていきたいと思っている。

松本：

かろうじて私は生まれていたが……。率直に、どうして今回日本で、もちろん震災のことなどもしかしたらあると思うが、財務省として、この機会に何か日本からアピールしていくものを既にお持ちか、これから考えられるのか、そのあたりについてはどの様にお考えか。

MOF 清水：

エジプトで開催することが予定されていたが、あのような事があり、開催することが出来ないことになった。通常であればもっと前に決まって準備をするが、先ほど申し上げた通り、6 月に決まったばかりである。震災の影響もあって決まったので、準備をして招致運動をして東京になったのではない。そういう訳で今後、本当に大急ぎで色々詰めなければいけないが、恐らく震災など自然災害は開発にとっても、かなり大きなテーマであり、重大な影響を与えるので、これをどの様に生かしていくかは、今後も大きなテーマになっていくのではと思う。これからそれを含めて議論していきたい。

松本：

先ほど開催地は東京と言っていたが、一部分の会合は東北ですということもありうるということか。

MOF 清水：

先ほど申し上げたが、2 万人ぐらい集まる極めて大きな会議であり、本体自体は東京だと思うが、色々サイドイベントがあるので、例えば防災の関係であれば東北で、ということも十分考えられる。

松本：

例えば NGO との会合もワシントンではあるが、このあたりも東京の世銀事務所、もしくはワシントンの世銀事務所と日本の NGO など、やり取りをするのか、それとも、日本開催になると財務省ともそういうやり取りが増えてくるのか、そのあたりどういう風になるのか。

MOF 清水：

正直申し上げてどういうことになるのか良くわからない。いずれにせよ、IMF・世銀総会であり、主催者は IMF・世銀ということは多分変わらないと思うが、当然日本政府もそれに深く関わる。それで、日本で開催されるからと言って、今まで NGO とやっていた事が弱まることは、通常考えにくいと思う。どういうルートでやるかという話は想像もつかないが、通常の話であれば、当然今後どんどん進んでいくのではと想像する。

田辺：

通常、我々日本の NGO は財務省とこの様な形でお話しする機会が多々あるが、途上国の NGO なり、欧米の NGO と、日本の財務省との間でディスカッションをする機会はそうそう取れない事が多い。私も ADB 総会には出ているが、日本の外でやる場合、財務省の方々のスケジュールがかなり詰まっており、かつサポートメンバーというか、予算の関係上もあるのだろうが、人数もかなり少なく、なかなか NGO と対話の場が持てていないのが現状である。実は ADB の京都総会の時にはかろうじて時間を作って頂けており、各国 NGO と財務省がこのような協議をさせて頂いたことがあり、ぜひ日本で開催する際に、そういうのも検討して頂きたい。色々スケジュールの点であるとは思いますが、検討して頂けると幸いである。

NGO 側議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の環境・社会影響配慮策について

満田：

メコン・ウォッチが今年 3 月にナムトゥン 2 の調査を再度行っている。結論としては、本事業の移転後の問題が非常に大きいことが分かっている。それについては、世界銀行と見解が食い違う所もある。私たちも、問題をほじくり出そうという意識で行ったわけではなく、かなり良い側面を発見しようと頑張ったが、中々そういう結果には至らなかった。

まず補償の支払いについて、水没してしまった水田・果樹への補償が大きな問題となっている。これについては私たちとしては明らかに世界銀行の住民移転のセーフガード政策に違反していると考え。補償は移転の前に支払われなくてはならないが、この事業に関しては、水没してしまった水田・果樹への補償が、移転が完了して貯水池の淡水が開始された 2008 年の 4 月よりもはるかに遅れている。NGO がその事実を知って騒ぎ出した後、2010 年の 10 月になって初めて補償が開始されている。この補償の遅れによって、住民たちがお金がなくて大変だという問題だけではなく、事実確認が遅れて確認ができないことも問題だ。

ベースライン調査自体は 1998 年に実施されたが、ベースライン調査が何を目的として実施されているこ

とを理解していない住民もいた。ベースライン調査が実測調査だけではなく、聞き取り調査にすぎない。ラオスの乾季の水田のカウントは、聞き取りだけではかなり難しい。水位が変化することで、季節によって河岸、路地だとか、あるいは水没してしまう所があり、乾季の水田がどういう風に測量されるのか非常に難しい問題があり、そこら辺が正しく認識されていない。

ところが、今となってそれは確認の仕様がないうことで、補償に関しては混乱がある。更に問題なのは、補償に関して住民が疑問を持っており、乾季の水田がカウントされていない30世帯のうち、3世帯しか補償を貰っていない。住民が不満を持っており、一定の移転管理ユニットにかなりの数の、例えばある村では20世帯、ある村では50世帯が軍の移転管理ユニットに訴状を出しているが、これに関しては返事がないといった状況である。世界銀行は、住民は補償に関して不満があれば、こうした異議申し立てメカニズム、世銀のいう異議申し立てメカニズムは、この軍の移転管理ユニットに訴状を挙げるメカニズムを指しているが、それが機能していない状況である。以上は補償に関する問題点だ。

次に、住民の現金収入についてである。農業を放棄するような住民が増えている。これはメコン・ウォッチだけでなく、他のNGOも指摘していることで、これは公然の事実になっている。住民は何に依存しているかというと、違法伐採に依存している住民がかなりの割合でいる。ラオスでは、もともと違法伐採が非常に盛んであるが、中国やベトナムの盛んな木材需要に応じて、ラオスの違法伐採は地域住人の現金収入の1つになっていた。ダム建設による原生林の伐採には、非常に複雑なメカニズムがある。違法伐採問題はラオスでは珍しくない。

ナムトゥン2の移転住民が非常に不安定な短期的な違法伐採、ローズウッドという今ブームになっている貴重樹脂を、ラオスでは緊迫種だが、そういったものも伐採に依存している。今までは、メコン・ウォッチが調査に行っても口を濁して語らなかったが、今は公然と移転住民の庭先にローズウッドが積まれている状況である。ただ、これで住民が短期的にしのげれば良いかもしれないが、例えば違法伐採でも、ボートを持っていて、男である様な、そういった家庭は違法伐採でまとまった収入が得られるが、そうではない住民もいるという意味で、決してこの安定した生計手段とはなりえない。もちろん違法であるので、摘発されたら罰金を払わなくてはならない危険な収入の手段だ。

3番目は、灌漑が機能していないことだ。灌漑が機能していない理由が今一つ判然とせず、その施設では、パイプが設置されていない、タンクに水が貯まらないなど施設上の問題で機能していない面もある。ただ1つ村人が農業を放棄している、つまり、換金作物を作って、頑張ってその灌漑を使って収穫してもそれが換金作物のマーケットがきちんと確保されていないことにより、補償農地を放棄しているという意味で灌漑が使われていない面があるようだ。そのどちらが大きいのかは、今回の調査では明らかになっていない。

4番目の問題は、この事業はセバンファイ川に水を放流するが、そちらの川の問題だ。こちらは漁業が盛んで、住民が漁業に依存しているが、洪水によって漁業は全くできなくなった。それは非常に大きな問題となっている。漁業は壊滅的な被害を受けている。

5 番目の問題は、借金を負う住民が増えていること。これは皮肉なことに、この事業の生計回復策として、村落貯蓄基金が、生計回復パッケージのひとつとしてセットされていて、それで村人は新しいビジネスを始めるのに、そこからお金を借りて、例えば貯水池での漁業などの資金とするというアイデアが始まった。ところが、報告書の 3 ページ目の表を見て頂きたいが、借りたまま返せなくなっている住民がかなりの割合存在する。5 割以上、借りたのに返せなくなった住民がいる。その理由は例えば貯水池に関しては、養魚池を掘った後すぐに干上がってしまい、養殖ができず、お金を返すことができなかった。催促されて製材所で働いた賃金で借金を返済したという例がある。メコン・ウォッチが調査したのはマハサイ村というセバンファイ川の中では 1 番大きな村とファナン村だが、マハサイ村では 5 割近く、ファナン村でも 32 世帯中 12 世帯が返済をしていない状態で、生計回復のために導入された村落基金が返って住民の借金問題につながっているという問題だと思う。しかも、その村落基金は、ある程度ビジネスをやって返せるあてのある人にしかお金を貸していない。本当に貧しい人には利用されていない状況にある。これは貧しい人が借金を負わなくて済んだという意味で不幸中の幸いだったかもしれない。

最後に NTPC の社会経済調査についてだが、東がその人に話を聞くことができたが、サンプル調査を行うと、違法伐採については把握しているわけだが、そういったことを住民にあからさまに聞くこともできず、報告に含めることもできない。NTPC の社会研究調査については、その有効性に疑問があるのではないかと。NTPC そして世銀のモニタリングの仕組みそのものについて大きな問題があると私たちは考える。

以上を踏まえて質問だが、補償問題に関する異議申し立てメカニズム、セバンファイ川の下流の状況、借金問題に対して世銀、ADB は把握されていないのではないかと。例えば世銀は借金を抱えているのは個別のケースだと言っているが、私たちの調査で 5 割近くの人が返済できていない。決して個別のケースではなく、かなり大きな問題となっている。このことに対して世銀・ADB が問題を認識していないことは、世銀・ADB のモニタリング、NTPC を通したモニタリングのやり方に何か問題があるのではないかと。世銀は現地の異議申し立てメカニズムは機能していると言っているが、事実 50 世帯なり、20 世帯なりが郡の補償管理ユニットに訴えているが返事がない。そこについては日本政府は認識されているのかが質問の最初だ。

質問の 2 番目は、情報公開に関係することだが、今まで私たちとしては世銀・ADB の生活水準調査、あるいは下流の貯蓄基金スキームの評価の報告書の情報公開を要求していたが、今まで世銀や NTPCからはデータの一部分が開示されているのみで調査の全体像が分からない。この情報公開は問題だと私たちは感じているが、財務省としてはどのようにお考えか、なぜ公開されていないかもお聞きしたい。

3 番目は玉木財務官が今年の 1 月にナムトゥン 2 を訪問した。その前から世銀としてはナムトゥン 2 事業を貧困削減のための水力発電事業のグッド・プラクティスとして見せたいという意図を私たちは感じたが、今申し上げたように私たちはこの事業は問題が山積だと感じている。日本政府としてどのような方針でこの事業をモニタリングして、対処していくかについてお伺いしたい。

MOF 金：

ナムトゥン2事業に関しての質問状を頂いてから、私どもすぐに世銀・ADBに理事室を経由して情報収集に努めてきたが、ちょうど世銀・ADBの担当のチームリーダー、担当課長が出張中、もしくは休暇中で十分な情報収集ができなかった。ただ、我々としては現時点でできる最大限の情報を収集したつもりであるし、直接ラオスに電話して担当ディレクター捕まえて情報収集を試みた。完全な回答はできないが、引き続き本件に関してはフォローしていきたい。

まず質問1の補償の問題だが、世銀の説明によると、世銀はNTPCから異議申し立ての件数や内容についての具体的な報告を受け、それに従って現地の世銀ラオス事務所のスタッフが月に1度から2度、直接現場を訪問して現状の把握、確認を行っている。異議申し立てに対する対応についても、NTPCとの会合、シニア・マネージメント・レビューという会合が予定されているとのことで、こちらで議論をする予定と聞いている。村落の貯蓄基金における借金問題について、決して現状を把握していないわけではない。ADBによると返済状況は村によって大きく変化があるらしいが、だいたい8割から5割程度の回収状況とのこと。一部の返済が困難な被災住民に対して貸し付けの返済条件を変更、それから本当に深刻な状況においては借金帳消しを実施していると聞いている。

世銀・ADBとNGOの主張の違い、そして認識の違いが本事業について大きくあると我々としては考えている。満田さんからご指摘頂いた通り、世銀・ADBの事態の深刻さに対する認識が、NGOと大きく異なっている点についても我々も共感している。我々ができることは、今回このような形で示された現地調査の内容を活用して、世銀・ADBに対して現状確認を求め、認識に違いがあるのであれば確認を取っていくことだと思う。それから世銀のラオス事務所から、ぜひとも現地にNGOの皆さんが訪問された場合、具体的な問題があれば現地事務所ともディスカッションを行っていただきたい、具体的なフィードバックをもらいたいという要望もあったので、この場をお借りして、彼らのメッセージをお伝えしたい。

2点目の情報公開に対する質問についてだが、従前から世銀・ADBは同じような説明を繰り返している。すなわち、情報公開についてはラオス政府とNTPCとの間でコンセンサス・アグリーメントがあり、その中で記載されている以上の情報公開ができないというもの。世銀・ADBとしては更なる情報公開を促すためにNTPCやラオス政府に働きかけを行っているが、コンセンサス・アグリーメント以上の情報公開ができないという点については理解頂きたいとの説明を繰り返している。

我々としてはNGOとの定期協議会でも頂いたご意見を踏まえて、さらに情報公開が進むように世銀やADBを通じて働きかけを実施してきており、昨年そうした働きかけを踏まえて、一部データの公開に至ったこともある。こうした働きかけを我々も引き続きやっていきたい。それから違法伐採についてだが、このような事実は世銀・ADBも十分把握していく必要があると思う。必要あれば世銀もNTPCに申し立てを行う用意があることなので、本件についても世銀・ADBからNTPC・ラオス政府に申し入れができるように我々としても働きかけを続けていく。

最後の質問だが、我々が今後どのような形で事業をモニタリングしていく予定かについて、この事業はすでにプロジェクトとしては完工し、発電業務も始まっている。オペレーションが開始していることを理由に、当方としての関与を止めるつもりはない。今回ご指摘いただいたような具体的事例が出てきてい

る以上、我々としてもしっかりとモニタリングし、ADB・世銀に対して働きかけを進めていき、関与を継続していく。具体的な方法としては、まず、毎年レポートが理事会に対して報告されることとなっているため、このようなレポートを通じてモニタリングを行う。また、NGO 定期協議会で出された問題点について世銀・ADB の事務局に対して事実関係の確認や必要な対応を迫ったりと、関与は引き続き、続けて行きたい。

満田：

確認したいが、異議申し立ての対応は NTPC を通じて世銀・ADB も把握している、と仰っているが、報告書の 1 ページに書かれているような、ポンサワン村ソップオン地区 30 世帯のうち 3 世帯しか補償をもらっていない。これは聞き取りだが、訴状を出しているケースもある。例えばナカイ村、地区 30 代の女性の訴状。ナカイ村地区では 20 世帯以上がまとめて、軍の移転管理ユニットに訴状をあてた。あるいは、その下を書いてあるのは 50 世帯が軍に訴状をあてた。これは数としてはかなりあるが、これに関しては把握されていたか。

MOF 金：

まさに、今日の午前中まで定量的にどういう把握しているか世銀の事務所に情報提供を求めている。ただ今のところ、具体的にこの町でこれぐらいの数字で異議申し立てがあるという情報が出てきていない。彼らは把握をしていると説明しており、最近の傾向についても認識はしているようだ。だが、そう言われても我々としてはどう判断して良いか分からないので先方に対して事実を定量的に出して欲しい、とお願いをした。今回の定期協議会には間に合わなかったが、彼らの認識を具体的に定量的に説明してもらおう。我々としてもフォローしていく所存。

満田：

更に言うなれば、訴状はあげたが返事がない、異議申し立てメカニズムと世銀が呼んでいるものが、機能していないということではないか。更に、既に水没してしまった水田果樹について住民が争っているが、それをどう確認するつもりなのか。別に責めている訳ではないが、すごく不思議である。それについては何か言っていないか。

MOF 金：

具体的な事例について我々のところにはない状況である。情報がなかなか出てこない中、説明を行わなければならないことについてのフラストレーションはある。引き続き我々が出来ることは、具体的な事例を持って定量的に情報を出してもらえよう、世銀・ADB に対して依頼を続ける事であると思うので、その様な訴えかけはしていきたいと思う。今回は、情報が無い状態なので何とも言えないが、もう少し、世銀から情報が出てくれば良いのだが、この点は我々にとってもフラストレーションである

満田：

もう 1 つ解せないのは、以前メコン・ウォッチとの会合の中で世界銀行は、借金問題について言った際、それはあくまで個別のケースだと言っている。全体的にはうまく言っているが、個別のケース。しかし今おっしゃった所では、世銀も返済状況が 8 割から 5 割である。

MOF 清水 :

ADB である。

満田 :

世銀は楽観的だが、ADB は把握していたという事か。

MOF 金 :

そうだ。我々は ADB・世銀双方から情報収集し、両方がどう認識しているか確認するよう心がけており、今回、世銀からは情報が入ってこなかったが、ADB は村によって返済状況は異なるけれども 8 割から 5 割程度の返済が行なわれているとの説明をしている。

満田 :

念の為、違法伐採の話だが、我々は違法伐採はけしからんから、住民を違法伐採から足を洗わせろという要求をしている訳ではない。ただ私たちの認識としては、違法伐採というかなり不安定で危険な事にまで手を染めなくてはならない状況にあることは非常に問題であると思う。私も去年、移転地を訪問し、皆さん補償が支払われていない、農地を放棄させられたという割にはゆったりされているが、現金収入はどうやら違法伐採で得ている家庭もある。一時的な所得は確保出来ているが、長期的にはそれは続かないと理解している。違法伐採についてはすごくセンシティブな問題なので、我々もどうして良いか分からないのだが、決して住民を摘発して欲しいのではない。

MOF 清水 :

ラオスの違法伐採は重要な問題になっており、非常に森が豊かな国だが、森林がものすごい勢いで減っている。私は前職でも、違法伐採が進んで、それを何とかするために支援をしていた。支援をする片方で違法伐採が進んでいるのはイタチゴッコみたいだ。おっしゃるように、生計を立てている人を強制的にやめさせればそれで済む問題ではないと思う。多面的な取り組みが必要と考えている。

MOF 金 :

1 つ質問がある。今回こういう形でとりまとめられたレポートだが、例えば英語版を作られ、レポートを世銀や ADB とシェアすることは考えておられるか。

満田 :

はい。すぐやるつもりだったが、東が他の出張などで作業が遅れており、可及的すみやかにやる。

MOF 金 :

我々としてもそんな英文のレポートがあればスムーズに世銀、ADB に働きかけができるので、ぜひレポートができた際にはシェアして頂ければと思う。

松本 :

個別のことを言うときりがないし、答えられる範囲に限られるが、一方色々な事業をモニタリングしてきた身からすると、やはり色々な事業で個別のケースは違うが、似たような現象が起きているのも事実である。例えばとてもサブシス TENT な生計手段を持っているところに大きな開発が入ると、起きる現象は極めて似ているし、補償は常に代替的な生計手段を供与するので、住民たちがあまりなじみのない生計手段がやってくる。そうすると、それに対して住民は適用が難しくなる。結果、借金が出てくる。こうした問題は過去の事業を巡って何度も議論をされてきたことだ。ナムトゥン 2 の話は終わってはいないが、一方で私たちがこのまままた同じような議論を続けることに対しても、フラストレーションがないこともない。せっかく財務省とこういう形で長きに渡って議論をしているので、例えばナムトゥン 2 で起きていることを、単に 1 つのある計画で予定されていたものが実行されなかったというレベルを超えて、広い意味でこういう国に対してこういう援助をしたときに、こういう点がもともと無理なのではないかと、あるいはこういう点が 1 番困難ではないかという学びを抽出していく作業もあっていいと思う。そうしたような試みは世銀、ADB もしくは日本の財務省の中で何か考えられているか。

MOF 金：

当然プロジェクトが完了すれば世銀、ADB それぞれ独立評価を行う。おそらく今ご指摘のコメントはそういったレベルではなくて、もっとつつこんだ形での lessons learned を取りまとめフィードバックをすることを想定されているものと思う。財務官が現地に行った際に、そういった計画についても言及していたと聞いており、我々としてもそのような方法も検討していきたい。まだ内部で議論が深まっていない状況だ。頂いたご意見を踏まえて、今後検討していきたい。

松本：

財務官について言及する立場にはないが、新聞等で書かれていることもあって、人も変わってしまうと組織も変わってしまうことは我々が過去 20 年近く学んできたことでもあるので、そういう意味では、せっかく 1 月に財務官が行かれたが、行かれた時のそうしたものが今後どういうふう to 組織の中で育てられていくかもある。財務官にも直接聞いて、印象については私自身も疑問に持たないこともなかったが、そういったことを全部捨象したとしても、やはり今おっしゃったようなナムトゥン 2 をめぐる様々な学びは良い形で、世銀の一部にあるような、これを最貧国における大型インフラの成功例のように一方的に作り上げるのではなく、こういった議論もたくさん行われてきたので、そうした環境社会面、あるいはラオス政府のキャパシティ、あるいは実際のローカルでの意思疎通の在り方を含めた、かなりきちっとしたレビューをしてほしい。できれば関わってきた NGO の意見を踏まえながらそうしたレビューをしてほしい。私が危惧しているのは、世銀の一部にあるような、これをベストプラクティスのような形で前面に出すことだ。もう少し冷静な目で、この事業の色々な面を見てほしい。そこに日本の財務省が主導権を握りながら提案してもらえたらいい。

満田：

この質問 2 に関して、要は NTPC とラオス政府との間のコンセプション・アグリーメント上の調査が公開できないことだが、これは世銀、ADB 自身が行った評価や調査についてもその縛りはかかっているのか。それとも世銀、ADB は NTPC 経由で常に情報をもっているのかだめだということか。

MOF 金：

世銀、ADB が独自に行った調査であればそれは情報公開の対象になると思う。

福田：

情報公開の件だけ申し上げたいと思う。ここで出しているリビング・スタンダード・メジャーメント・サーベイになぜ我々が延々とかだわっているかという、これをまさに世銀が理事会への年 1 回の報告の中で、このプロジェクトがもたらした便益として立派なグラフを掲げて説明に用いているからだ。世銀が少なくともその結果について引用をしてこの事業に関する説明、特に理事会への説明会に用いる限りは、その根拠となった調査がいかなるものかを、世銀として説明できないのはおかしいと思う。引用できない資料に基づいて、しかし結果が素晴らしいというところだけ取り出すのは、少なくとも調査の使い方としては危険な行為だと思うし、極めて限られた部分だけを取り出した物事の伝え方はそもそも世銀の理事会が果たすアカウンタビリティの在り方として問題がある。そこは載せる以上は、こういう根拠に基づいてこういう調査をやったと公開できるものに基づくべきであるし、一部だけは取り出す方法論については分からないというのは、検証不可能なものに基づくプレゼンテーションになってしまうのではないか。

満田：

しつこいようだが、私たちがこの生活水準調査にこだわり、あるいはグッド・プラクティスではないと主張している根拠は、私たちは住民が貧困化していると見るからだ。貨幣的な所得で一時的に色々な手立てによって、短期的に上がっている貨幣で測れる所得でみると 2 倍になっているかもしれない。しかし住民たちが失ったものがある。それは水没前の豊かな森林であったり、農地であったり、いわゆる自然メカニズムに基づいた住民たちの生計手段であった。所得に目をつけてそれが短期的に上がっていると評価する。その所得はひょっとしたら違法伐採からの所得も入っているかもしれない。

違法伐採の話をいうと、ラオス政府も支援する側もそうだが、違法伐採は貧困が原因で生じる、そのため違法伐採をなくすには貧困問題を何とかしなくてはいけないと言う。だからインフラ建設を行って国を富ませて、貧困問題を解決すれば、違法伐採はなくなるというロジックで違法伐採に対処しているような機関や政府が多いわけだが、ラオスのナムトゥン 2 の場合は、すでにナムトゥン 2 自体が違法伐採の根源を作り出している。非常にある意味有名な話で、ナムトゥン 2 建設における水没した森林から木材を組織的に切りだして、それをベトナムや中国に売り払う。伐採後に環境影響評価を行って、この森林はすでに荒廃していると評価してしまった。かつ今まで森に依存してきたローカルな経済を破壊して、移転地に人を動かして、貯水池事業や貨幣経済、貨幣で売れるような野菜づくりをするような生計を持ち込んだことによって、貨幣を得るために違法伐採が加速するといったメカニズムは、この事業が引き起こした影響の 1 つだと私たちは考えている。

何を主張したいかという、もし今後日本政府が、世界銀行などがこのような事業の評価を行う際には、事業の前と後を貨幣で比べるのみならず、質的な面からもぜひ評価して頂きたい。

NGO 側議題 2：アジア開発銀行（ADB）のアカウントビリティ制度改訂について

田辺：

ADB のアカウントビリティ・メカニズムは、2003 年に現在のものが確定されて、大きく二つの制度がある。一つは問題解決のフェーズと言って、住民と実施機関の間で問題解決を図るものである。それからもう一つは、コンプライアンス・レビュー・フェーズと言って、ADB が政策に遵守しているかどうか政策違反を調査するメカニズムになっている。これは現在改訂されており、前回の協議会でもこの件は議論させて頂いた。コンサルテーションペーパーは 3 月末までパブリックコメントにかけられており、その一週間も経過しない直後に次のドラフトであるワーキングペーパーが公開されたことで、NGO としてはそもそもパブコメで出したコメントがきちんと検討・反映されているのか問題提起させて頂いた。その後 ADB 側としては第 2 ワーキングペーパーを作るという回答があり、6 月 1 日まで再度パブリックコメントを受け付けるプロセスがあった。これに関してプロセス面と内容面に関してご質問させて頂ければと思っている。

質問 1 は、この改訂プロセスに関していくつかお聞きしたいが、一つは、パブリックコメントの終了後一週間もしないうちにワーキングペーパーを公開してしまったのは何故か。それからどのような経緯でこの第 2 ワーキングペーパーを出すということになったか。財務省として、この一連のプロセスについてどのような認識を持っているか。

質問 2 は、今後の改訂プロセスについて、第 2 次ワーキングペーパーの公開の予定と、理事会での検討の今後の見通しをお聞きしたい。

質問 3 は、先日私どもから送らせて頂いたコメントに基づいて、いくつか内容面についてお聞きしたい。詳細を全てご説明するのは時間的制約もあるが、簡単にその概要だけお話しすると、コメント 1 については、SPF 経験者の再雇用の禁止についてで、これは CRP を経験した者は ADB での再雇用はしないということが書かれているのだが、SPF については何ら規定がない。きちんと再雇用の禁止を進めて頂きたい。独立性の維持という観点からそうすべきではないかと考えている。

コメント 2 については、このプロセスで適用する被害が、直接的影響に限定されているが、そもそも direct と indirect という定義が曖昧なこともあり、やや間接的に見える影響がもしかしたら排除されてしまう可能性がある表現はまずいのではないかとということで、direct かつ indirect なものもきちんと検討していくようにしていくべきではないか。

コメント 3 は、今回のドラフトで低下していると我々が考えている点だが、そもそも異議申し立ての要件として、元々は異議申し立ての前に ADB の担当部署ときちんと議論することになっている。それにプラス α で、そのプロジェクト実施機関なり実施国で行なっている苦情メカニズムを、ADB に異議申し立てする前に利用しなければ、ADB の異議申し立ては利用出来ないという話になっているが、これは大きな障害になるのではないか。

それからコメント 4 は、これは前回も少し話させて頂いたと思うが、終了期間の話である。異議申し立て受付の終了期間は、現状は loan closing date から 1 年後になっているが、これをもう少し延ばして、実際の影響がしばらく完了してからもあるわけで、そこがある程度落ち着く段階というところにしていくべきなのではないか。

コメント 5 は、CRP から SPF ヘスイッチングすること、もしくは CRP が終了した後 SPF への再度の申し立てをすることが禁止されている。これは論理的に考えれば、完全に遵守したからといって、問題が解決したかということそれはイコールではないわけで、仮に CRP によって ADB のポリシーの違反はないことになったとしても、問題が生じているケースはありうるわけで、そういったケースを SPF のプロセスで扱わないというのはおかしいのではないかと考えている。

コメント 6 は、現地訪問だが、これは ADB の理事会でも今議論になっているところだと思うが、前回の協議会でも議論させて頂いた通り、我々も基本的には loan agreement の中で現地訪問を規定して確保していくべきなのではないかと思う。とはいえ、なかなか理事会の議論が割れている中で、仮に日本政府としてそういった loan agreement で確保出来ないとしたら、確保するための他の手段はないのかという辺りを聞きたいと考えている。

コメント 7 は、金融仲介機関への貸付、FI プロジェクトのサブプロジェクトにこのアカウンタビリティ・メカニズムを適用することを明確化すべきではないかということである。

MOF 金：

質問 1 に対してだが、4 月上旬に JACSES の田辺さんから我々に本件はパブコメ終了後一週間も経過しないうちにワーキングペーパーが公開されたのはおかしいのではないか、という問題提起をメールで頂戴した。我々としても事実関係確認のため ADB に照会したところ、提出されたパブコメについては十分に内部で検討した上でワーキングペーパーを作成しているという説明を受けた。その後 4 月 26 日にアカウンタビリティ・メカニズムに関するワーキングペーパー理事会が開催されたが、日本理事が田辺さんのコメントなどを踏まえて、以下の通り発言している。読みあげると、「ADB は改訂プロセスにおいてパブリックコンサルテーションやパブリックコメントを通じ、透明性高く本改訂を進めようとしていたが、残念ながらワーキングペーパーのプロセスに対しては日本の NGO などから透明性とアカウンタビリティの観点から適切でなかったとの指摘が出されており、懸念している。」と発言している。日本理事を含めた理事会での意見を踏まえて、第 2 次ワーキングペーパーが作成されることになったと我々は理解している。財務省としても本メカニズムの改訂においては、ステイクホルダーの声を真摯に聞いて、プロセスが適切に行なわれることが最も重要であると考えており、ステイクホルダーの不満が解消されるように然るべくセカンドワーキングペーパーが作成されることを期待している。

質問 2 だが、今後のプロセスについてご質問頂いた。現在第 2 次ワーキングペーパーを ADB 事務局が作成しているところで、理事会承認の日程、それからセカンドワーキングペーパーの公開とも未定ということである。

質問3の個別のコメントについて、まず現在ステイクホルダーの皆さんからのコメントを踏まえて、第2次案を作っているところで、最終的な我々のスタンスをこの場でご紹介することは難しい点をご理解頂きたい。ただ現時点で、我々がどのようにそれぞれの論点について見ているかについてはご紹介出来ると思う。今後の理事会に備えて具体的な論点についての皆様のご意見をさらに踏み込んで伺いたい。

コメント1のSPF経験者のADBによる再雇用の禁止についてだが、SPFが調停者として、関係者の調整を中立的に行うためにも、SPFにおける高い独立性の確保が必要で、そのためにもSPFの再雇用を禁止することが望ましいというのが今回のご提案であると我々は理解している。コンプライアンス・レビュー・パネル（CRP）はADBのガイドライン違反を認定する機能を持つところから高い独立性の確保が必要である。そのためADBにおける再雇用が禁止されているものと我々は理解している。一方でSPFはCRPと比べれば比較的利益相反の懸念が少ないことから、再雇用を今回の事務局提案では禁止しないのではないかと。過去にSPFがADBによる再雇用を禁止しなかったことで、具体的な生じた問題事例などがあれば、今回伺いたい。我々のスタンスだが、SPFの独立性を高めるためにSPF経験者の再雇用を禁止した場合どういう問題があるのかを事務局に聞きながら、スタンスを決めていきたい。

2点目の間接的被害の異議申し立てを認めるべきという論点についてだが、この間接的被害者の申し立てを認めないというのは世銀においても現状の制度では同じだと思う。過去の事例で間接的な被害者の申し立てを認めていない事例で問題意識を持たれているような事例があれば教えて頂きたい。

3点目のプロジェクトの苦情メカニズムを異議申し立て前の要件とするという論点だが、事務局案ではプロジェクトのために設立された苦情メカニズムにおいて誠実に申し立てを行わない苦情は、異議申し立てメカニズムの対象としないとされている。これは誠実に対応していないケースを排除するのが趣旨であるのではないかと、我々は理解している。被影響住民がプロジェクトのために設立された苦情メカニズムにおいても誠実に申し立てを行うことによって、事態改善の一助になるという面もあるので、こうしたことは望ましいと思う。ただ今回のご指摘は、借入国によってはプロジェクトにおいて設置された異議申し立てにおいて訴えることが、政治的にも難しい状況もあり得るため、借入国による異議申し立て手続きの有無を形式的な要件としてしまうと、実質的にコンプライアンス・レビュー・パネルへの申し立ての道を途絶えさせる可能性があるというご懸念かと理解している。具体的に問題となるような事例がもしあれば、我々としても事務局に問題点を指摘する際に活用させて頂きたいので、ご紹介頂ければと思う。

それから異議申し立て受付の期間だが、現行の制度では異議申し立て受付期間は、project completion report(PCR)の提出までとされている。一方そのPCR提出のタイミングが不透明であるという外部からの指摘がなされていたことから、現在の事務局案が提出されてきていると理解している。一方ご指摘の通り、事業完了後時間が経過して、環境社会配慮上の問題が発現するケースもあると思うので、我々としても前回のW-Paper理事会において、訴えの期間を明確化することは支持出来るが短縮化することは適切ではなく、適切な期間の決定を検討すべきと日本理事より発言しているので、第2次ペーパーでどのような形で事務局案が提案されるのか、よくウォッチしていき、事務局の整理を確認したいと考えている。

それからコメントの5点目、CRPとSPFのスイッチを認めるべき、またCRP終了後のSPFを認めるべきという論点についてである。まず指摘したいのは、CRPを選ぶのか、それともSPFを選ぶのかは異議申し立て人がまず選択することが出来るとなっている点である。より問題解決型の方法を望む申立人は、最初からSPFを選ぶことが出来るし、申立人がまず選択することができるという点は留意すべきかと思う。CRPはADBのガイドライン違反を認定し、その是正措置を提言することになっているので、CRPが終了して是正措置が実施されれば、状況は改善されるわけである。CRPとSPFのスイッチを認めること、それからCRPの終了後SPFを認めることが必要となる理由を具体的にお伺いしたいと思っている。

それからコメント6点目の現地訪問についてだが、ご提案ではCRPによる現地訪問が受入国によって拒否された場合、理事会のコンプライアンス委員会、それからCRP、それから受入国、借入国の理事会メンバーによる共同サイトビジットの実施が望ましいということかと思う。受入国がCRPを受け入れないような状況において、CRPと第三国の理事からなるBCRC、コンプライアンス委員会のメンバーの現地訪問を受け入れるのは現実的にはあり得ないと思う。よりハードルが高いご提案なのではないかと思う。我々は、W-Paperの理事会において事務局が提案しているパートナーシップ・アプローチを支持している。これはADB借入国とCRPが協力して現地訪問に取り組むということを規定していて、またその現地訪問が実現しないような場合には、ADBのマネジメントがその理由を理事会に対してインフォメーションペーパーという形で報告する。そのインフォメーションペーパーが対外的に公開されるアプローチである。ある意味けん制になるということで、現状の制度からは一歩前進したものと評価している。

それから最後のコメントだが、アカウントビリティ・メカニズムはFI、金融機関経由の案件も含めて対象となっていると我々は理解している。以上である。

田辺：

質問1のプロセスに関してだが、私が1点気になっているのは、ADBの回答は、確かにドラフトは検討した、ということだったが、実はいつもパブリックコメント後に出して頂いているコメントとADBのレスポンスのマトリックスが、この時はドラフトが公開されてから2、3週間後に出されており、仮にきちんと各コメントを検討したのであれば、そういうペーパーはその時点で出ていないと、きちんと検討したかが対外的には分かりにくい。今後もこのような改訂プロセスがあると思うので、きちんと同時に出して頂くのが、対外的にも検討した結果を分かりやすくするという点ではよいかと思う。

質問3の中身に関して、コメント1だが、実はSPFとCRPの重み付けが、仮にCRPに重みをつけて、SPFを少しフレキシブルにということなのであれば、SPFやCRPの就任期間前の雇用禁止期間が食い違っている。というのは、その就任前の期間はSPFの方が長く、5年禁止していて、CRPは3年禁止している。CRPとSPFに関する今のご説明の重み付けと制度の現状が異なるのではないかというのが1つ。SPFの経験者がその後どうされているかは、人事情報をずっと追っているわけではないので、実際に影響があったかは分からないが、やはりSPFだから独立性が軽くなるのは、分からない部分である。SPFでも仲裁をするわけだから、プロジェクト推進側と住民の間に立って問題解決する立場として、独立性は十分維持していかなければいけないと思っている。

それからコメント 3 のプロジェクトの苦情メカニズムを異議申し立て前の要件にするということに関して、政治的な問題があるからこそ、これまで匿名での異議申し立てを受け付けているのだと私は理解している。例えば世銀のインスペクションの中で、匿名で受け付けた中国のチベットのケースがある。ADB の制度においても匿名で受け付けるのであって、それを仮に国の苦情メカニズムを要件としてしまった場合に、匿名性を維持している理由が分からなくなってしまうのではないか。

コメント 4 の受付の終了期間延長に関して私が申し上げたかったのは、プロジェクトが完了し仮に PCR を出した段階でも、その後季節性の変動や、その後の影響は動くので、その評価の期間はプロジェクト完了後何年か経ってからやるという趣旨で、評価をしているわけであるので、少なくともその評価のタイミングと同じくらいの期間に持つていくのは、その後のプロジェクトの影響を考慮したときに、少なくともその期間は妥当性がある。

コメント 5 のスイッチングに関しては、先ほど申し上げた通り、仮に CRP でコンプライアンスが守られていたとしても、コンプライアンスが守られていることと、現地で問題が生じていることは必ずしもイコールではないと理解している。コンプライアンスが確保されていても、問題が生じる可能性はある。逆に禁止する理由があまり分らない。

MOF 金 :

1 点だけ、SPF 経験者の ADB による雇用禁止に関しては、非常にバランスが難しいと私も思っており、調停の役割を担う人というのは、被影響住民に意見も聞かなければいけないし、ADB の意見も聞かなければいけないし、また ADB のプロセスについても詳しく知らなければいけない。そうでなければ妥当な解決策を提案しにくい。すなわち ADB のプロジェクトに習熟された方でないと調停人の役割を担うのはなかなか難しいという側面がある。一方で独立性も確保しなければならない。両者のバランスをどのように制度上確保していかなければならないのかが難しいのではないかと。与えられたコメントは次の理事会に備えて十分吟味した上で、対応させて頂きたいと思う。アカウンタビリティ・メカニズムについては非常に難しい側面があり、理事会の中でもメカニズムの改訂に対して様々な意見がある。借入国側はコンプライアンス・レビューの役割を拡大することに必ずしも賛同していないわけで、そういった借入国の方々を説得したり、説得力を持ってこの制度をこのように改訂した方がいいのだと言うためには、具体的な事例が必要だということで、今回具体的な例を聞かせて頂いた。繰り返しになるが、頂いたコメントは十分吟味した上で、次の理事会に備えていきたいと思う。

田辺 :

コメント 3 の苦情メカニズムを使うという点に関して、私は、これは低下だと思っている。これまでこういった要件はなく、逆にこれまでは ADB の担当部署との議論をしていないからといって受付を拒否されてしまった案件が多々ある中で、さらにプラス α で設けてしまうのが、政策の低下になってしまうということで、おっしゃられているように現状にプラス α で引き上げていくのは色々な議論があるところだが、日本政府として低下は是非防いで頂きたい。

松本：

間接的影響というのはどの範囲までなのか。密接に関係している事業の影響は直接的影響に入るのか。

田辺：

この文言は政府ガードポリシーの中で、直接的・間接的影響を見るという文言になっていて、少なくとも直接的だけを見るという風には政府ガードポリシーの中ではなっていない。逆にアカウンタビリティ・メカニズムの中では直接的影響に限るとなっているというところを問題視している。

松本：

さっき金さんは世界銀行もそうなっているとおっしゃっていたが、私の理解では物理的影響は確かに世界銀行の文言にはあるが、直接的という表現があったか。

MOF 金：

ADB が出してきた比較表によると、現状の制度は世銀も ADB も同じである。その中で間接的な被害者を申し立ての対象から除外していると説明があった。私の理解では世銀と同じ制度が提供されている。

松本：

実は微妙な話で、関係している事業の話の間接的としているのであればそれは問題だ。例えばアルバニアの世界銀行のケースでは、海岸沿いをクリーンアップするための事業で、事前に政府が立ち退きをさせていて、立ち退きがブルドーザーを使った非常に暴力的なものだった。論争になったのは、これはプロジェクトの一部であるかどうか、インスペクションパネル上の最大の問題となって、これは一部であるということになって、インスペクションパネルの審査にかかった。つまり、プロジェクトと密接に関係しているかどうか重要なポイントなので、それを除外してしまうのであれば、間接的被害というものを、一斉に除外することは問題となる。そもそも質問が具体的にどういうことを想定して間接的被害となっているのかどうか私が理解した上でコメントすべきだったが、そういうことにならないようにしてほしい。

かつてアルゼンチンの、家庭菜園のプロジェクトで、90 年代世界銀行のインスペクションパネルでは、構造調整によって予算が削られてしまった。政府の予算が削られてこちらに回されなかったことを被害とするかどうか、非常に大きな議論になったことがある。当時は 99 年の改定以前だったので、これも被害に入れたが、99 年のチャイナ・チベットをめぐる世銀のインスペクションパネルのルール変更の中で、同時にこういうものは扱わない、こういうものは物理的影響ではないと 99 年の改定で変更された。それがどういうニュアンスで言われているかがあって、結構重要なので、私ももう 1 度ちゃんと、第 2 次のワーキングペーパー見てから、必要であつたらコメントしたい。

NGO 側議題 3：GMS カンボジア鉄道復興事業（ADB 融資案件）にかかわる非自発的住民移転問題について

福田：

この事業はここで取り上げさせてもらうのは2回目である。半年前の12月の定期協議の際に、この事業の問題点について私からも若干お話させて頂いた。その後色々な動きがあり、たまたま土井が日本を訪問した際に、財務省と協議する機会を設けさせて頂いたと伺っている。一方で鉄道事業による住民影響だが、ADBの千賀局長には大変丁寧に対応して頂いている。つい先月も6月の前半に千賀局長がカンボジアのミッションの一員としていらっしゃって、6月9日にはNGOとの会合も直接出席して頂いている。質問の中にはそれを盛り込むことができなかったが、その後ADBから6月30日付で、6月のミッションの際に、ADBとカンボジア政府との間で、実際にはオーストラリア政府もお金を出しているのですその3者となるが、どのような合意をしたのか簡単な一枚紙が発表されている。住民移転の問題がある今回の協議会なので、その点流動的という前提で私もお話させて頂くし、財務省の皆様からも、今実際に動いていることを教えて頂ければと思っている。

前回の協議会では、主にプノンペンではなくて、バタンバンとシハヌークビルの移転地の話を取り上げさせて頂いた。今回は首都プノンペンの話を取り上げたい。いくつか問題点は出てきており、1つは住民移転契約の中に盛り込まれている補償水準がそもそも低いのではないかと。そして住民の方の資産評価が行われていて、それがここで書かれているDetailed Measurement Survey (DMS)だが、これの行われ方が不正確ではないかという指摘がある。その象徴的な話が、現状使われていない線路があって、その両側に皆さん家を建てていて、後ろに下がる人もいるし、実際に移転地に移動される方もいる。盛り土の上に線路があり、盛り土の坂になっている部分に家を建てていて、線路の側から見ると盛り土の上に一階建ての家が建っているように見えるが、実は盛り土を降りて下のほうから見ると、盛り土と同じ高さの部分にある意味地下1階、上から見れば1階に見えるのだが、別の入り口があって、実は2階建の建物になっていることに対して、1階という資産評価がなされ補償がなされようとしている。

先ほど、プノンペンの移転の問題点については、現地のNGOが色々調査をしている。以前土井からドラフトを渡しており、正式版を先程お渡しした。6月にADBのミッションがカンボジアを訪問して議論をし、その結果で今後の意見交換への対処に関する合意が行われたと伺っている。まずはどの様な合意がなされたかを伺うことから始めさせて頂く。特に現地のNGOからは、住民移転計画そのものを見直すべきだ、あるいは、資産評価のこれまでのやり方がおかしかった、資産評価は沿線住民について行い直すべきだといった点が指摘されている。これらの点について、今回のミッションの議論中でどの様に対処されたのかお伺いしたい。

2点目、前回の申し立てという点だが、前回から半年が経ち、しかし、特にプノンペンの移転の問題について進展が見られない中で一旦事業を中止することもADBとしては融資のリスponsメントを提出するとの措置を行うことをすべきでないか。

3点目、これは資産評価結果の公開の問題である。公開というのは、住民にどの段階で渡すのか、である。資産評価をすると、資産評価の結果をカンボジアの政府の住民移転局が紙にする。その紙が、どういう建物がどれ位の広さで、カンボジア政府のレートによればいくらの保証金が得られるという事がリストになっている。このリストの結果として、あなたはどの位の補助金を付けると、ついては、これにサインして、そのサインする場所に、いつまでに立ち退きする、という事が書いてある、一種の立ち退き契

約。保証金への合意と立ち退き契約という紙が最終的に配られ、それにサインしてもらうことになっている。ここで私たちが問題にするのは、その紙は実は「サインする」と言わないともらえない事である。もともと、本来であれば、あなたの資産評価の結果はこうなりました、と紙をもらう。そして住民はそれを見て、それが適切かどうか、これで自分は移転できるか、問題はないかと検討し、納得した上で、それでは別途、これで私は転居する、いついつまでに立ち退くと合意書にサインする。ところが現在、というか、カンボジアの移転事業の場合はいつもそうだが、サインするまでに貰えるのは非常に簡単な面積が書かれた紙のみで、最終的にいくら貰えるか知ろうとすると、これにサインをしなければならない、というプラクティスがある。これはさすがに問題ではないか。

MOF 金：

前々回の第 46 回 NGO 定期協議会やメコン・ウォッチの土井さんから働きかけがあり、我々としても理事会や ADB との機会を使って、この問題については問題提起をしている。具体的に言うと、7 月 5 日にカンボジア関係の理事会があり、審議の中でも本件について懸念を提示したし、千賀局長が今月 7 日に東京に来訪された際も本件についての対応強化をお願いし、本事業における住民移転の事態改善のためのカンボジア政府への働きかけの強化についてお願い申し上げた。ADB からは、事態改善のために最大限の努力を行うこと、この事業に対して体制を強化するために人員を増やす取組みを強化することに言及された。メコン・ウォッチの土井さんが、ADB 側のキャパシティが足りないのでは懸念を表明されておられていたが、こうした点について、ADB もアクションは取っていると思っている。

移転調査ミッションの結果と提言についてだが、ご指摘の通り、6 月に ADB が調査ミッションを派遣し、カンボジア政府との間で改善策について合意をしている。この内容、重要なポイントのみ説明したい。まず、非影響住民が苦情や要望があるケースにおいて、非影響住民には移転はさせない。2 つ目が、移転先の基礎インフラが整備されていない状況において、非影響住民の移転は行わない。3 点目だが、外部移転グループが保障に関する懸念事項を現在検証している。その検証結果をもとに今年の 7 月までに ADB が分析を行い、具体策を検討することが合意されている。今申し上げた 3 点は、概ねこれまで NGO から頂いていた懸念点を概ねカバーする内容となっている。一方で移転計画の見直しや、Detailed Measurement Survey (DMS) の見直しについては、外部モニタリンググループが今懸念点を検証しており、7 月末までに ADB としても解決策を検討することになっている。その点を我々としてもよくモニタリングしていきたい。調査ミッションの結果と提言の情報公開については、ご指摘頂いた通り、ADB のホームページにもその結果は公表されており、内容をカンボジア政府の移転を担当している IRC という機関が住民に対して説明をしている。その情報公開のお手伝いを ADB のスタッフコンサルタントが今行っていると聞いている。

融資の引き出しの停止措置についてであるが、前回もご説明頂いたが、6 月のミッションの結果を踏まえてカンボジア政府と ADB で合意がされ、改善策についての合意が形成されている。今、融資の引き出しの停止を行うよりも、合意が着実に実施されるのか、十分にモニタリングをすることで事態の改善が促されるのではないかと。すなわち、融資を今停止してしまうと、逆にカンボジア政府として事態対応へのインセンティブを削ぐことに繋がってしまうと思う。

質問 3 だが、時間もないので、ポイントのみ説明する。これまでは契約締結に応じない者に対しては契約書のドラフトの写しも渡されず、金額もはっきりと提示されていなかったこともあった。今回のミッションで契約締結に応じてない者に対しては、契約書のドラフトの写しを渡して補償額と結果を参照できるようにするとの事である。合意事項の中にこういった事も含まれており、一歩前進したものと思う。引き続きこの合意が守られるかは、こちらとしてもモニタリングしていきたいと思う。

福田：

最後の件はこれが実施されれば、明白な改善となろうと思うので、NGO 側でも実際これが現地で実施されるか注意深く見たいと思う。歴史を語れば長いが、カンボジアの移転問題も 10 年以上ずっと見てきていて、ようやく移転費用に関する契約書のドラフトが渡される所に来たのは感慨深い。ものすごく小さな事だが、実現するのにこれだけの年月がかかってしまうのがカンボジアの現状、カンボジア政府のキャパシティの問題であったり、カンボジア政府が住民移転をどう見ているかの証拠である。ADB も国道 1 号線で色々なトラブルを抱え、日本政府も国道 1 号線のプノンペンに近い区間の方で様々な問題を抱え、今しかし、又ここで議論しなければいけない非常に辛い状況にいる。

まず一つは、問題幅、規模というか、どれ位の問題として今回指摘されている事項を把握しているか、これは重要な点である。先程説明があった中で、今実際に異議申し立てをされている住民の方については移転をさせてないことが今回の合意に盛り込まれた。ある意味当たり前だと思うが、そのような合意がなされたことが、私自身の記憶にないので、それはカンボジア政府もこれに納得したことが 1 つ前進なのだと思う。ただ、冒頭の発言でも述べたが、そもそも NGO が要求している内容は住民移転計画そのものを見直す事であり、住民の方の資産調査、DMS をやり直すことである。決して、異議を申し立てている人だけに何か対処すればいいとの事ではない。別の言い方では、異議を申し立てられる人は、決して不満のある人が全て異議を申し立てられる訳ではない。異議を申し立てられる人がいる裏には、恐らく、これは納得いかない、正当ではないと思いながらも異議を申し立てられない人が多数いるのではないか。こうした中で、あくまで異議を申し立てられる人についての対応を今回まとめられたことは、まだまだこの先やらなければならない事が残っているという印象を持った。この点については 7 月に、手順がわからないが、外部モニタリングの結果を踏まえて ADB が 7 月末までに検討するので、ひとまずこれをどの様な事になるか見ていく。1 つ引っかかっているのは、外部モニタリングの結果は、我々が発見し、検証できる状態になるか、公開されるのか。

MOF 金：

これは、我々の手元の情報では、モニタリンググループのファインディングを ADB が具体策を検討している。公開されたのか把握していない。

福田：

恐らく ADB としては NGO からの報告書をそれはあるのであろうが外部モニタリングの結果に基づく判断となるので、先程から情報の話が何度も出ているが、同じ情報に基づき、NGO と ADB が議論出来ることを確保するためにも公開モニタリングの結果を公表してもらうことが重要と考える。

松本：

外部モニタリングの公開はかなり重要である。歴史を紐解くと、国道1号線の時にADBが行ったオーディットの結果が公開されなかった事により、3年、4年くらいの間、その情報を裏で入手した我々がその情報を使いあぐね、かつ、それが公式でないために後から来た日本のJICAや外務省は公式でない情報は受け取らない、との姿勢であった。つまり、せっかく調査をし、事実を認めたADBとして認識しても、その根拠となるデータが出ないと本当に前に進まなかった経験がある。この外部モニタリングの件もそうだが、次のADBの行動の根拠となるデータは絶対に公開しなければ、逆に後でADBが批判される元になる。かなり、強く公開を求める。

福田：

もう1つ気になっているのは、今回のADBの発表内容である。発表内容自体は、先程金さんにご説明頂いたことに尽きる。ある意味尽きてしまい、詳細がよく分からない所がある。このファストファクツのペーパーを見ると、ADBとカンボジア政府は詳細(Detailed Time Bound Action Plan)に合意したとある。この合意には、Specific tangible majorsが織り込まれていると書かれている。実はここに紹介されているのは曖昧であり、特に具体的にいつまでにやるのかと、誰がやるのか、具体的な内容がこれでは分からない。ADBとして、これで十分と考えているのか、私としては非常に気に掛かっている。特にこれから住民の方々に対して説明を行うとあるが、一体何を、誰が、いつまでにやるとの約束がここになされていたのか、ここをキチンと説明しないと、結局また検証不可能な、我々は合意の前に時間だけがズルズルと経ってしまう事に直面しなければならない。合意内容そのものをADBが公開することをご検討頂きたいと思う。財務省からも、ADBに訴えて頂きたい。

MOF 金：

合意内容のプレスリリースを出すこと事態、ADBは大変だったと思う。カンボジア政府の同意を取り付け、エッセンスを公開することも、相当努力されてきたものと理解している。もちろん不十分なこともあろうが、頂いたご意見をADBにしっかりと伝えたい。1つ質問だが、本案件、オーストラリアが非常に深く関与している。例えば、オーストラリア政府との対話の機会はあるのか。

福田：

オーストラリアのNGOでカンボジアを支援しているグループが、カンボジアではなくオーストラリア側で、AUS AIDとの協議の中でこの件について議題にあげていた。おそらく今回のこの動きではなく、昨年末に水を汲みにいった子どもが亡くなるといった様々な動きがあった中で、その様な報告を受けた覚えはある。オーストラリア側にも情報としては十分伝わっていると思う。

MOF 金：

我々としても関与は継続していくつもりだが、主体的に動いているオーストラリア政府もこういった情報を十分把握しているという事実でスムーズに進むと思い、質問させて頂いた。

福田：

そこはおそらく日本政府の関わりというよりもオーストラリアの関わりの方がより直接的であるという

ご趣旨はその通りだと思うので、こちらの方で考えたいと思う。

NGO 側議題 4 : OECD・輸出信用部会の原子力に関するセクター合意と JBIC の原発輸出政策について

渡辺 :

ここに書いてあるように、OECD の輸出信用部会の原子力に関するセクター合意についてだ。これと関連するかは分からないが、2 つ前の ECG の中で福島第一原発の事故に関する発表があったと、OECD のホームページに書かれていて、その内容についてまず伺いたいというのが質問の 1 点目である。

2 点目としては、第 125 回の ECG の内容に関する OECD のホームページを見ると、その次の会で原発の輸出に関する基準、スタンダードという言葉が使われていて、基準について議論をすると書かれているが、それはどのような議論が行われたのか。従来だとそのようなセクター合意で譲許的な条件などについて合意されていると思うが、そのセクター合意の改訂を念頭に置いているのか、あるいはそれよりも踏み込んだ内容についてのことなのか、が質問である。

今回の福島原発事故を受けてこれだけの被害が拡大している中で、やはり原発輸出の是非だとか、原発の安全性の基準についても含めて、議論を今後していくべきではないかと思うが、そういった動きが OECD の中であるのか、ということが質問の 3 点目である。

それから財務省としてはこの ECG における原発輸出政策をどのような方向としてお考えなのかのご見解を聞きたい、というのが質問の 4 点目である。ご存知の通り、日本政府として原発輸出が一つの柱となっているパッケージ型インフラ海外展開を再検証することを 5 月 17 日に閣議決定した。もちろんこの福島原発事故の被害の全容すら明らかになっていない状況であるし、財務的に見てもどれだけ被害や損害に対する賠償なりが行なわれるか分からない状況であり、もちろん環境への影響、人々の生活への影響は甚大で、そもそも原発輸出の是非について議論を行うべきではないかと考える。

そういった中で、6 月 7 日だったと思うが、JBIC の組織改変が行なわれて、原子力・新エネルギー部が創設されると認識している。日本政府としてこのように原発輸出政策について一度再検証するという状況の中で、政策金融を担う JBIC の中でこういった部署が創設された理由は何かをお伺いしたい。

最後にこの原発輸出のパッケージ型インフラ海外展開は今後どのような形で政府の中で議論されるのか。

MOF 金山 :

多分今大きく分けて OECD の中での議論の話と、日本の国でどういう風に進んでいくかであったが、最初にご了解頂きたいのは、ECG の場での議論というのは、各国が参加の下、いわゆるコンフィデンシャルで行なわれている部分が正直なところであって、お伝えできる内容には限りがある。

まず質問 1 で、4 月の 125 回 ECG において、原発事故に対する発表を日本政府から行なった。これは経産省からプレゼンを行ったものではあるが、基本的には、現在、経産省が原発の状況について、英語の

ホームページでアップしているものがあるが、それを元に状況を説明した。あくまで現状説明である。内容としては基本的に例えば大規模の地震でマグニチュード 9.0 であったとか、津波の影響もあり予備電源が止まってしまったのが大きな事故原因ではないかというような、詳しいところはまだ解明されていないが、そういうところなのではないかということを発表したところである。それについて議論があったかについては、これはあくまで情報共有に過ぎず、各国からそれに対し意見はなかったことは事実である。

質問 2 に関して、6 月に行われた 126 回 ECG だが、これも具体的内容は十分にお答えできないが、個人的に見ているにあたっては、原発の安全基準等について専門家である IAEA のような国際機関の動向を見て、議論を進めていくのではないかと。これは結論も全く出ていないし、まだ全然分からないというところだ。

質問 3 だが、基本的に原発輸出の是非であるとか、安全性等を含めた議論だが、それについては正に先ほどの質問 2 と同じ回答になるかと思うが、あくまで ECG というかそこに集まっている ECA のメンバーや政府関係者がいるが、そういう方は基本的に原子力の専門家ではないので、他の専門性を有する機関、先ほど申し上げたが IAEA などの議論の動向を見つつ、ECA が何を行っていいのか、という議論にはなと思う。

再度、質問 2 に戻らせて頂くと、原子力のセクター合意があるが、これは実際、前回 2009 年にご案内のように改訂されているが、今回はこの議論については何も行われていない。1 つ付け加えると、6 月の 126 回 ECG が行われる前に、CSO とのコンサルテーションを行っている。その中で議長の方からいわゆる環境コモンアプローチの改訂作業を現在行っているが、その中に原発の安全基準等について他の国際基準を参照するような形で議論をしており、まだ結論は出ていない、との発表があった。

続いて質問 4 であるが、財務省として ECG における原発政策をどのような方向にするかについて、まず一般論として考えれば、原発輸出政策は、政府全体で決定するものであるもので、財務省としてどうこうではなく、政府全体の決定を踏まえることが 1 つあると思う。ただここで述べられているところで、ECG においてどこまで話が出来るのかについては疑問がある。要は ECG は基本的にそのような政策面を議論する場合ではなくて、ECA がどういう風にものごとを行っていくかを議論する場であるので、ある分野についての政策自体をどう判断するかでは正直ないと理解している。ここまでが OECD の議論になろうかと思う。

質問 5 に進めさせて頂くと、ここでは JBIC の中に原子力・新エネルギー部が創設された理由について伺われているが、これについては、先ほど 6 月 7 日というようにおっしゃったが、まず訂正としてその時点でプレスリリースはしているが、実際に部門の変更があったのは 7 月 1 日付になっている。その理由だが、基本的に従来 JBIC においては、地域別営業部制を採っていたが、各分野・セクターのノウハウ及び専門性を集約化して、機動性、専門性及び対外交渉力を強化することで、より高度な案件形成能力を発揮してパッケージ型インフラ海外展開等の重要な海外の案件に対する民間企業の資金ニーズに積極的に対応する観点から、従来あった営業部を資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門、

産業ファイナンス部門という 3 部門に再編して、営業体制をミッション、分野別の編成としたと JBIC から聞いている。先ほどの質問にあったところであるが、原子力・新エネルギー部は資源環境ファイナンス部門の下にあるということである。

質問 6 で今後この政府のどこで原発輸出を含め、パッケージ型インフラ海外展開が議論されるかだが、これは基本的に政府が行っているところであり、今までの経緯を申し上げますと、原発を含む海外展開というのは正にパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で議論が行われてきた。ただ今後の予定についてはまだ内閣官房で議論をしているところであって、いずれの時期が来れば、どこでやるかは明らかになるのではないかと。

渡辺：

確認だが、質問 2 と 3 でおっしゃられた国際基準、IAEA の基準を参照するのではないかと、ということを個人的にとおっしゃられたが、これまで ECG の中では、コモンアプローチの中でカテゴリー A として、原子力、あるいはその関連の核燃料処理施設だとかを含めた原子力関連分野を示したことはあったと思うが、セクター合意が譲許的にあるにせよ、それ以外に原子力特有の安全基準を ECG の中で定めてはいないと思うのだが、今お聞きすると、原子力特有の何か安全基準のようなものを今回の事故を踏まえて、ECG の中で必要だという話し合いが行われているのか否かを確認しておきたい。

MOF 金山：

その点については、確かに議論の中身なので詳しい内容は言えないが、提案としてはある国がそういった必要性があるのではないかとっている。ただ具体的な議論にはまだ至っていない。個人的にはあるが、やり方としては正に環境コモンアプローチの中に安全基準自体を書き込むといったような議論では正直私はないと思っている。正に IAEA が基本的な国際機関だと思うが、他にも色々原子力をやっているところはある、そういうところがしっかり作った安全基準を参照するような形におそくなるのではないかと。ここはまだ議論も何も行われていないので、個人的にそうなるのではないかとということしか申し上げられないが、頂いた質問に対してはそのような提案があったというのが事実である。

渡辺：

この事故の前だが、日本政府が新成長戦略において原発をパッケージ型インフラとして海外展開していくという方針を固めて、原発特有の問題について JBIC の中に指針を作るという方針もあるわけだが、事故が起きてしまい、動きがペンディングになっていると思う。だが、そういったものは、日本だけではなくて当然原発輸出をする他の国も同じ状況なので、日本政府も JBIC の中で指針を作っている以上、むしろ ECG できちんと原発輸出に関する政策基準を持っていた方が日本政府としても、同じ基準でコモンアプローチという観点からもよろしいのではないかと。そもそも原発輸出自体には反対だが、もし基準という話になるのであれば、きちっとそれは ECG の中で議論を進めて頂く方向性が良いのではないかと。

質問の 5 点目であるが、こちらの趣旨は JBIC になぜこれが出来たか、そもそも日本政府が輸出政策を再検証するとなっているが、その中で JBIC の中に原子力部門が作られたことはある意味矛盾した動きでは

ないか。そもそも原発輸出をどうするか、これだけ事故が収束せずに被害が拡大しており、国民的な議論がそもそも必要である。名前だけ付いていて実質を伴っているのかはわからないが、JBIC にこのような部門が出来たこと自体、国民は納得できないと思う。財務省としてどの様に考えていらっしゃるのか。現状を踏まえて、この部に対してどうお考えか伺いたい。

MOF 真鍋：

直接の担当ではないがご答えさせて頂く。ご質問は、原子力政策、原発輸出政策が、日本政府の中で再検証になる中で、なぜ、JBIC が新たに組織改正をし、原子力と名の付く部を掲げたのかということであると理解。しかしながら、これについては、先ほど金山から説明したとおりで、これまで JBIC では地域別の部の下で個々の案件が動いていた。それを再編ことでより迅速かつ、戦略的に動こうとして再編したものである。従来あった原子力の案件は十分ご存じだと思うが、それが今後進行するか、しないかはともかくとして、それを体制変更の中で何処に付け替えるかで、新たに「原子力・新エネルギー部」に付け替えただけの話である。この名前だからと言って、直ちに今後も JBIC は積極的に原発政策を進める、ということとは直結しない。それは政府の方針を見ながら、政府全体の方針に従うことになろう。もう 1 つ申し上げると、これは政府の方針云々を別としても、民間の企業の中で、JBIC にとって顧客となるが、原子力関連のお仕事をされている所がある。その企業が JBIC に来た際、どちらに相談に行けばよいかという時は、こちらに相談して下さいということになっており、まさにそれだけの意味しかないのである。何度も申し上げるが、この名称には深い意味は無い。部門の 1 つに過ぎないのご理解頂ければと思う。

渡辺：

原発輸出政策は政府の中で議論され、その方針により JBIC が実際に支援するということだが、きちんと議論して頂きたい。そもそもこの事故がきちんと収束して被害が完全に補償され、解決がなされるまで、日本が原発輸出を進めることは国際的にも理解されないことだと思う。財務的な面からも、もちろん環境面でも非常に問題が出てくると思う。そこは慎重に、財務省としても考えて頂きたいと改めてお願いしたい次第である。今、案件名は挙げられなかったが、サウステキストプロジェクトについておっしゃられたので、そこについて昨日、JBIC のホームページを見た時点では、まだ検討中となっていた。しかしご存じの通り、東芝と一緒に NINA 社に出資している NRG エナジーが福島原発事故を受けて投資を打ち切ることになった。まだ JBIC では検討中となっており、これはどういった状況であるのか。

真鍋：

こちら NRG 社が追加の出資をしないという判断を下したということは JBIC 同様、承知している。今後の流れについては、NINA については引き続きライセンスの取得についての手を単独で進行させるということがプレスリリースにあったかと思うが、財務省としても把握しているのはプレスで得たそのような情報である。今後はプロジェクトがどのように動いていくのか、あるいはそれを日本政府としてどのようにサポートするのか、しないのかということについては先ほどの議論にもあった様に政府の中で慎重に考えているところであり、その政府の方針に従って ECA としてもサポートする、しないの判断を下していくことになるだろう。そのため、現時点でどういう状況かという質問については、そのような情報収集に努めている状況であるとしか申し上げることが出来ない。

満田：

2009年6月に改訂されたセクター合意によって原発が譲許的な条件での支援が可能になったという経緯については把握しているか。

金山：

そもそも原子力に関するセクター了解は過去からあった。2009年に何が大きく行われていたかという点、いわゆる償還期間を延長することが1つある。セクター了解ではそういった緩めの、他のものに比べれば資金が大量にかかるものに関して、若干の優遇措置を行うという特例をOECDの輸出信用のアレンジメント上持っていた。具体的に言えば、原子力のセクターについては、それまでは15年だったものに対して、最長償還期間というのが18年になったことが大きな変化であると言える。その経緯というのは、おそらく各国からの要望などもあり、「こうしてはどうか」という議論があったのではないと思われる。

満田：

原発輸出は、原発が抱えている固有のリスクと直結しているという点でも固有なセクターだが、ECAは原発輸出についてはタッチしていない。このことはJBICなどもガイドラインの改訂の時に強調していたが、原発については通常の環境審査を行うところがタッチできずに政府の別の然るべき部署が行なっているようだ。原発は、もともとリスクがあり、さらに国にとっては情報公開そのものがさらなるリスクを招いてしまうかもしれない、住民にとっては情報が公開されない中、押し付けられるという代物だ。ではJBICとの間ではどうやって原発指針というものを作っていくかが1番のポイントになるのではないと思う。原子力の固有の問題、廃棄物の問題、安全性の確保の問題、核不拡散の話、そして情報公開の話。ただ、今回の原発事故によって、「原発指針どころではない。このようなものは輸出されるべきではない」という認識に、私たちNGOも立ち、おそらく原発指針の話が全然遡上に挙がっていないのは、今仰ったように、見直したからだと考える。

南テキサスの話で私たちが恐れていたのは、政府が「原発を輸出するぞ」という強い決意の下に、南テキサスを取りあえず実らせる、そこには財務的な問題も大きく、商業銀行は軒並み手を引き、アメリカの金融機関も手を引き、という中で政府がお金をつけない限り、財務的に不良な案件に関してどうして日本は、日本の公的機関が支援するのかという問題意識に加えて、原発指針ができないうちによもや最初の案件にならないであろうという危機感のもとに問題提起させてもらう。つまり、私たちが抱えている問題意識のレベルと、今答えてもらっているレベルにギャップがあるように感じる。以上、質問ではないが、コメントをさせてもらった。ぜひ財務省としても、そもそも原発指針どころの話ではなく、何のアプローチにもならないし、環境ガイドラインに載る様な代物ではないので、そういうものを輸出することへのリスクについて十分認識して、検討して欲しい。

松本：

満田さんと同じ様な意見になるのだが、質問としては、そもそも財務省が持っているJBICに対する監督権の範囲の中で福島原発事故以降何か財務省として特にJBICのファイナンスについて自らが持っている権限上、「こういうことをしよう」とか「こういう点は新たに必要なのではないか」という議論はされ

ているのか、それとも 3・11 の前も後も今まで通りであるのか、そのことについて教えて欲しい。

MOF 藤井：

今の、満田さんや松本さんからの話についてだが、3 月 11 日をはさんで財務省自体として大きくスタンスが変わったかと言うと、必ずしもそういうことではないと思う。それは、この NGO 協議会の場でも私たちが話をさせてもらっているが、本日も指摘があったように、原発にはある種特殊な部分があるし、特に安全性の問題については財務省としても重要だと思っている。また JBIC 自身も当然銀行として非常に大きなリスクを負担しているので重要な話であると思っている。原発の指針を、輸出なりファンナンスするにあたりちゃんしたものを作らなくてはいけない、それを JBIC と政府の間で議論をしてやっている途中であるということをこれまでも申し上げてきた。その点が、3 月 11 日をはさんで、海外の話というよりもまず国内の話にフォーカスが集中してしまっているものなので、結果として、後回しになってしまっていることは事実である。しかし、だからと言って原発輸出にあたって安全基準の重要性を軽視するようになったのではなく、むしろ今の日本国内での議論を踏まえた上で、国際的に、例えば IAEA の場でも日本として議論を紹介しているし、そういった中で国際的な安全基準という議論が出てくるわけなので、今後 JBIC で安全基準を作っていくにあたっては、そういった IAEA での議論を踏まえて、日本政府と JBIC との間で安全基準をどういう風にしていくのかを決めていくことになるだろう。つまり、答えとしては、スタンスは変わっていないが 3 月 11 日以降の状況の変化を当然、考慮して、今後、然るべきタイミングでやっていくと言うことができると思う。

満田：

私たち自身としてはガラリと変わったと言わざるを得ない。今までは、日本の原発輸出政策は揺るがず、それに立ち向かおうとするのは非現実的だろう、やるのであれば高いハードルを掲げて原発指針を作ってもらい、十分な安全性の確保や情報公開の問題についても対処してもらった上での原発輸出に関するルールを作るしかない、私たちが環境社会配慮ガイドラインという過程で学んだような話を JBIC や財務省と協議しながらやっていこうというのが私たちの立場だった。ただ、3・11 をはさんで私たちの認識は大きく変わった。つまり、原発輸出を許してはならない、このようなものを途上国も含まれるかもしれない海外に輸出すること自体を問わなくてはならない。去年までは原発指針の策定プロセスの中に私たちも参加して建設的な意見をなるべくインプットして良い指針を作っていこうということを念頭に置いていたが、私が全てを代表して言うことは出来ないけれども少なくとも、FoE Japan としては原発輸出に関しては、そのものを問うていくという立場だ。だから、その部分については十分理解してもらいたい。とりあえず、反対の表明として発言した。

松本：

私たちは「一緒にやっていこう」というスタンスだが、さすがにこの段階で安全指針を作るということは、作ることを一応は容認した上でやるわけだから、その土俵に上がることはなかなか厳しいということを伝えておく。

田辺：

私から一言だけ申し上げたいことがある。前回の協議会は 3 月 9 日で、その時に議論したのが「リスク

評価」、特に財務面でちゃんとリスク評価をするべきではないかということだったが、その時に私が念頭に置いていたのが JBIC として原発に融資したとき、事故が起こった場合ちゃんと JBIC にお金が返ってくるかどうかという財務面のリスクは非常に大きいと申し上げていたが、実際にこの 3 月 11 日を経験してみて、実は単に JBIC にお金が返ってくるかどうか以上に、国家財政的にサステナブルかどうかが重要であることがわかった。単にその事業として金が回るかということだけではなくて、実際に事故が起こった時に、その国に貸している ODA、2 国間 ODA なり多国間 ODA なり、がその部分でフィージブルかどうか、財務省としても今後原発輸出をするのであればそこを考えざるを得ないのではないか。

藤井：

仰る点はよく分かる。

NGO 側議題 5：国際協力機構（JICA）の海外投融資の再開について

田辺：

JICA の海外投融資、昨年度の段階で年度内に再開を実現する話があり、2 月に意見交換会もあり意見交換もさせて頂いた。その後、実際はどう動かれているかをお聞きしたい。

質問は 3 点あり、質問 1 としては、ウェブサイト上では、固まったらウェブ上に掲載すると書かれている。海外投融資の制度設計について、現在の検討状況と今後の見通しについて教えてほしい。

質問 2 に関して、2 月の意見交換会段階では、パイロットレビューをどのタイミングでどの案件でどの方法でやるか、どうなっているのかお聞きしたい。

質問の 3 点目は JICA が過去の海外投融資に関してレビューを行っている。これは閣議決定で、過去の実施案件を成功・失敗と十分研究・評価し、リスク審査体制を構築した上で再開をはかる事に基づいていると思うが、その中で出資融資全体での収益率は書かれているが、個別案件ごとの収益率が示されていない。財務面での失敗を把握する為には個別ごとにきちんと評価していく必要があるのではないかと考えるが、いかにか。

質問には書き忘れてしまい、もしわかるのであれば教えて頂きたいのだが、最近我々は ODA の有償・無償融資の評価レポートを読んでいる。個別の案件の評価は、そもそも個々にどのような失敗があったのかを見ていかないと、きちんと出来ないのではないか。今回はそれをまとめた形で、この案件でこのような事があったとピックアップ的に書かれている。先ほど検証可能性が議題になったが、そこが見えてこないのではないか。であるのならば、少なくとも今 ODA でやっている評価、個々の評価と同レベルで報告書を公表していく必要があるのではないかと考える。もし分かればこの点についても教えて頂きたい。

MOF 金山：

2 月に意見交換をさせて頂いた部分について、一部質問 1 の中にホームページでアップされていないとの

事だが、多分ご案内のとおりと思うが、2月の外務省なり、我々財務省、経産省が出席した意見交換会の模様については、外務省のホームページにアップされており、そこに議事録の概要等が出ている。それ以降については、JICAにおいて業務方法書を改定している。これは基本的に我々も最終的に認可することになっているものであるが、3月31日付で、これはJICAのホームページに改定したものが載っている。何が変わったのかだが、業務方法書に関しては一般的に詳しく書くものでないものの、今回、今までの経験を活かして海外投融資の項目を充実させた。今まで内部的な事項、例えば融資の割合であるとか、内部規定で行っていたことがあるが、そのような項目などを業務方法書に一部格上げして透明性を図ることを行っている。もう1つ大きくは、2月の時にもご紹介したと思うが、外部委員会を設けることとなっていた。実際、海外投資委員会をJICAの外部委員会として、これはJICA内ではあるが立ち上げている。質問2と重複すると思うが、基本的に今は例えば1月閣議決定されている新成長戦略実現2011にパイロットアプローチで再開することになっているが、パイロットアプローチによる案件の実施を通じて、今回作った新しい実施体制が十分機能するかを検証していくプロセスに移っていくのだと思う。

次の質問2にあたる所であるが、パイロット案件はどのようなものなのかだが、今個別名を申し上げることはできない。関係省庁である外務省・経産省・財務省・JICAが合意している事は、1つは「ソーシャルビジネス」であり、これは人材育成になると思う。もう1つはマイクロファイナンスの案件だ。この2つをパイロット案件に設定し、今後、具体的な審査プロセスに進みたいと考えており、政務レベルで報告した後に始めていくことになる。

あと1つインフラ部門の話がでていたが、案件形成を考えて本当にどれが良いか最終的に協議中だ。これもでき次第行うことになるが、今はまだ選定継続中とご理解頂きたい。レビューのタイミングだが、それは案件の進捗状況によりよく分からないことが当然あり、いずれにせよ、あるプロセス随時検証を行うことになると思う。そこまでが今までの動きであり、質問1と2に代えさせて頂く。

質問3だが、ご案内かと思うが、JICAのホームページに掲載されているレポートが2種類あり、JICA自身がレポートしたものが1つ、もう1つは外部評価として日本経済研究所がやったものである。JICAのレポートは外部評価書を受けて、なおかつ自分で更に厳しく評価をしたものである。なお、第三者が行った外部事後評価の中に、付表で現在詳細が把握できる案件については全て個別に評価が書いてあり、その部分についてはIRRが把握できる案件については公開をしている。ただその中でも、財務上マイナスになったものもあり、それらについて、計算する意味がない、ものは、特段記していない。

田辺：

2点お聞きしたいが、1つは質問2に関することだが、パイロットから本格的な開示はタイミング的にまだやっていないのか。質問3の件で、この表、数ページの表の事である。

MOF 金山：

詳細が把握出来るものは公開しており、JICAのホームページから取ることが出来る。補足すると、あくまで昔の案件は詳細が分からないものもある。金額面だけであれば、会計の数字でよいが、それを出した所で案件の詳細が分からなければ分析も何もできない。従って、詳細が把握できるものについて、現

状で最大限のものを出してきたのが実情だ。もう 1 つ、本格再開について、これは正直なところ、今でも先が見えていない。多分 2 月説明会の際に、JICA から申し上げたと思うが、実際にすべての案件が終わり、例えば出資案件を退出する時、融資であれば償還が終わるまでではなく、あくまで新しい体制がどの様にリスク管理も含めて十分に審査体制としてできるかとの検証になり、それは本当にどの時点なのか現状では申し上げられず、分からないのが実情である。

松本：

そもそも、これはパッケージ型インフラなのにパイロット案件の、人材育成とマイクロファイナンスは、別にインフラを作ることではない。にもかかわらず、その経験を活かして、大きいインフラをやることは、パイロットをパイロットとしての役割を果たせていないではないか。パイロットにどのような事業が選定され、その後、どのような議論を踏まえて本格になるかは、先が見えている必要があるのではないか。先ほど、インフラについては選定中との事だが、噂に上がっていた水プロジェクトを含め、実際はインフラをパイロットで近々始める予定と理解した方が良いのか。

MOF 金山：

どうなるか分からないが、確におっしゃる通り、この議論が始まりパイロットアプローチでの再開を目指した背景には、インフラ大臣会合で、具体的にはベトナムの水事業がある。ただし、正直なところ、その辺は案件形成がどの様に進んでいく次第で、どうなるか分からないが、可能性としては議題に上がっていた案件が今後パイロット案件として選ばれ、審査に入ることとなろう。あくまで審査に入る所なので、そこから本当に確実に実施出来るかは、もう 1 段ハードルがあるものの、所謂スタート台に立たせる事を今やっている。

松本：

もともと懐疑的ではあるが、国民の代表である政府が閣議で決めている事であるから無碍にはしない。しかし財務省としてはやはり、過去の海投の問題点は十分把握されている立場だと思う。1 年程の短い期間でパイロットプロジェクトは大丈夫とはほぼあり得ないと思う。進めるにすれば、審査の段階から、立ち上げの段階、相手国政府の体制、情報公開、この様な必要な情報を満たすのに十分な期間を持って頂きたい。仮にベトナムの水案件がスタートするにしても、それをきっちり見る時間を適切な期間を取って頂きたいと一番強く思う。

* * *

MOF 清水：

なかなか、我々も気付かない話があり、非常に有意義な機会であった。やはり、折角日本のお金を使い、人も知恵も出して話をしているので、なるべく良い開発が出来るようにしたい。その中で、頂いたものを最大限活用していきたい。引き続きよろしく願いたい。